

# 令和 8 年度国際物流拠点産業集積地域那覇地区解体等調査業務委託 企画提案募集要領

本業務は、令和 8 年 3 月 24 日～4 月 1 日の期間、公募を行ったところ応募者が無かったことから、公募期間を改めた上で、再公募するものである。

## 1 業務名称

令和 8 年度国際物流拠点産業集積地域那覇地区解体等調査業務委託

## 2 目的

国際物流拠点産業集積地域那覇地区（以下「那覇地区」という。）は那覇空港に隣接し、那覇港とも至近距離に位置し、臨空・臨港型産業の集積に適した立地にあるが、那覇地区の一部施設については建設から 35 年以上が経過し、老朽化等が著しいことから、解体を検討している。

本業務では、那覇地区内の 1 号棟、2 号棟、ゲート棟、エレベーター棟の解体計画や解体に伴う改修計画等を策定するものである。

## 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

## 4 提案額

提案額は、21,346,000 円（消費税を含む）を上限額とする。

※当該提案額は、企画提案のために設定した金額であり、実施の契約金額とは一致しない場合がある。

## 5 業務仕様

別紙「令和 8 年度国際物流拠点産業集積地域那覇地区解体等調査業務委託企画提案仕様書」のとおり

## 6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (3) 労働関係法令を遵守していること。
- (4) 国税及び県税の滞納がないこと。

- (5) 当該委託事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (6) 県内事情に精通し、運用にあたっては必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されていること。
- (7) 応募は共同企業体でも可とし、この場合の要件は以下のとおりとする。
- ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。
- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、参加資格(1)から(4)の要件を満たす者であること。
- ウ 共同企業体を構成する事業者の代表者は参加資格(5)から(6)の要件を満たす者であること。

## 7 スケジュール

実施事項	実施時期
質問提出期限	令和8年5月21日(木) 午前
質問に対する回答の期限	令和8年5月26日(火)
企画提案書等提出期限	令和8年6月1日(月) 正午必着
第一次審査(書面審査) 結果通知	令和8年6月3日(水) 予定
第二次審査(プレゼンテーション)	令和8年6月10日(水) 予定
第二次審査結果通知	令和8年6月12日(金) 予定
契約締結	令和8年6月中旬予定

## 8 手続等について

### (1) 質問の受付及び回答

本企画提案募集要領及び仕様書等に関して質問がある場合には、質問票(別記様式)を記入し、開封付き電子メールによって行うこと。(電話での問い合わせには対応不可)

電子メールの件名は「【質問】国際物流拠点産業集積施設那覇地区解体等調査業務委託」とすること。他の件名では質問に対して回答できない場合がある。

ア 受付期間：公表日から令和8年5月21日(木) 正午(期限厳守)

イ 提出先：沖縄県商工労働部 企業立地推進課 産業拠点整備班(担当：宮城)

E-mail：indus-pr@pref.okinawa.lg.jp

ウ 質問回答日：令和8年5月26日(火)を予定。

・質問への回答については、企業立地推進課ホームページに掲載する。

### (2) 企画提案書等について

ア 提出期限：令和8年6月1日(月) 正午(期限厳守)

イ 提出場所：沖縄県商工労働部 企業立地推進課 産業拠点整備班(担当：宮城)

住所 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

TEL 098-866-2770 FAX 098-866-2846

ウ 提出方法：持参又は郵送

- ・持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時00分から午後5時00分まで。
- ・郵送する場合は、提出期限必着とし、「書留郵便」とすること。

エ 提出部数 提出部数：正本1部、副本9部（写し）

※ステープル、ファイル綴り不要。長辺左に穴を空けて提出すること。

オ 提出書類等について

提出書類等	備 考
① 参加申込書（様式1）	本要領「6参加資格」の要件を満たしていることを前提とする。
② 企画提案書の概要（様式2）	企画提案書の内容について、概要を記載すること。
③ 企画提案書（任意様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4縦又はA3横、横書き、左綴じとする</li> <li>・ 仕様書を踏まえ、業務内容ごとの具体的な企画内容や業務工程表について記載すること。</li> </ul>
④ 実施体制（様式3）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本業務を受託するにあたっての実施方針、実施体制や業務を担当する職員の氏名や実績、それぞれの役割等を記載すること。</li> <li>・ 担当職員が資格や類似業務経験を有する場合には当該内容を併せて記載すること。</li> </ul>
⑤ 事業計画（様式4）	・ 委託業務の事業スケジュールを記入。
⑥ 会社概要書（様式5）	直近の状況について記載すること（会社概要がわかるパンフレット等がある場合は併せて提出）
⑦ 共同企業体協定書	共同企業体の場合に提出。
⑧ 実績表（様式6）	過去3年間（令和5年度～令和7年度）に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体との類似した業務及び同規模以上の契約等の実績がある場合に提出。提出は5契約を上限とする。
⑨ 積算書（様式7）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案上限額（21,346千円）を超えない金額とし、業務項目ごとの単価・金額等の内容を明示した内訳書（任意様式）を添付すること。</li> <li>・ 積算書の費目については、以下の内容で提出すること。なお単価、回数、人数等の積算根拠・内訳をできるだけ明確にすること。</li> </ul> <p>ア 直接人件費 ※参考（沖縄県見積基準日額） 主任研究員 49,900円、研究員A 36,500円、 研究員B 27,900円</p> <p>イ 直接経費（旅費、使用料及び賃借料、印刷製本費、消耗品費、再委託費等）</p> <p>ウ 一般管理費（直接人件費と直接経費の合計から</p>

	再委託に要した費用を除いた額の100分の10以内とする こと) エ 消費税相当額（旅費、使用料等の単価にすでに消費税が含まれている場合には、消費税相当額を除いた上で経費を計上すること）
⑩ 誓約書（様式8）	暴力団又は暴力団員と密接な関係でないこと
⑪ 会社の定款、又は寄付行為	法人格を有しない場合は運営規約に相当するもの
⑫ 商業登記事項証明書	3か月以内に発行されたもの
⑬ 決算報告書	直近2事業年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書等）又はこれに類する書類
⑭ 国税の納税証明書	直近2年分、3ヶ月以内に発行されたもの
⑮ 県税の納税証明書	直近2年分、3ヶ月以内に発行されたもの （県内に事業所等がある事業者のみ）
⑯ 質問票（様式9）	質問がある場合

## 9 企画提案の審査及び委託候補者の選定方法

企業立地推進課にて参加資格に関する書類審査（第一次審査）を行った上で、参加資格を満たした提案者のみを対象に、沖縄県商工労働部内に設置する選定委員会において提案内容を審査（第二次審査）し、優先順位を決定する。

なお、選定委員会については、非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられない。

### (1) 第一次審査（書類審査）

企業立地推進課において、書類による一次審査を行う（要件審査）。選定された者に対しては、プレゼンテーションの時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。

### (2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

日時：令和8年6月10日（水）（予定）（詳細な時間は別途通知）

場所：沖縄県庁会議室（詳細は別途通知）

内容：提出書類に基づき説明すること。プロジェクター等の使用はできない。

提出書類以外の書類等については審査対象外とする。説明者は3名以内とする。

### (3) 審査基準

選定委員会は以下の審査基準に基づいて総合的な審査を行う。

- ①事業を円滑に遂行するための組織体制、実績など必要な業務遂行能力が備わっており、計画を確実に実施することができるか。
- ②提案内容は事業の目的や内容に合致しており、委託提案仕様書を踏まえた内容となっているか。
- ③事業の実施方法・内容が優れており、効果的に実施するための工夫が見られるか。
- ④企画内容、業務内容を遂行するにあたり、妥当な積算となっているか。

### (4) 審査結果の通知

第二次審査対象者全員にすみやかに通知する。  
※審査の経過、評価の内容については公表しない。  
※採否についての異議申し立て等は受け付けない。

## 10 契約の締結

- (1) 選定委員会が第一位に選定した者（以下「委託候補者」という）と委託内容について協議を行い、契約を締結する。
- (2) 委託候補者が辞退した場合、又は県との協議が整わなかった場合は、次順位の企画提案者を委託候補者とする。

## 11 その他

- (1) 書類提出に当たって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成等に係る費用は、参加者の負担とする。
- (3) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (4) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格または無効とする。
  - ① 提出期限が過ぎて、書類が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 本要領に違反すると認められる場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (7) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部企業立地推進課と受託者とで別途協議して決めることとする。

## 12 参考資料

- (1) 国際物流拠点産業集積地域那覇地区の概要等について
- (2) 国際物流拠点産業集積地域那覇地区 設計図書
- (3) 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する条例
- (4) 沖縄国際物流拠点産業集積地域内施設の設置及び管理に関する施行規則

## 13 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部企業立地推進課 産業拠点整備班 担当：宮城  
電話：098-866-2770 FAX：098-866-2846  
E-mail：[indus-pr@pref.okinawa.lg.jp](mailto:indus-pr@pref.okinawa.lg.jp)